

令和 7 年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第 21 条関係)

特定事業主名：宮崎県警察本部

令和 8 年 7 月公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.2%
全職員	80.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	95.2%
本庁課長補佐相当職	88.8%
本庁係長相当職	87.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.2%
31～35年	90.6%
26～30年	85.2%
21～25年	80.2%
16～20年	80.4%
11～15年	78.6%
6～10年	86.3%
1～5年	92.1%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については、該当する職員がいないため記載なし。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は98.2%、住居手当の受給者に占める男性の割合は79.4%である。
- ・男性の方が時間外勤務が多く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は、34.8%となっている。
- ・継続年数で見ると、育児休業や部分休業制度等を利用している女性が多い年代は、給料月額が減額されていたり、時間外勤務や深夜勤務が少ないことから給与の男女の差異が生じている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	14.5時間／月
内部部局等以外	22.3時間／月

【説明欄】

- ・ 内部部局等の区分は、本部勤務の職員の一人当たりの月平均の時間外勤務数
- ・ 内部部局等以外の区分は、警察署勤務の職員の一人当たりの月平均時間外勤務数
- ・ 警察署勤務の方が、突発時間等に対応する機会が多いため、時間外勤務数が多い。